

平成28年(ワ)第468号, 平成29年(ワ)第212号

原告 小坂正則 外

被告 四国電力株式会社

平成30年2月26日

大分地方裁判所

民事第1部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳田靖之

同 岡村正淳

同 河合弘之  
外

## 準備書面(4)

### 第1 はじめに

本準備書面では, 平成29年12月13日に出された伊方原発に関する広島高裁決定で示された原発差止めの司法判断枠組みの当否に関する原告らの見解を明らかにするものである。

同高裁決定は, 平成28年4月6日の福岡高裁宮崎支部決定, 平成29年3月28日の大阪高裁決定に続く高裁決定であり, 本件と同じく原子力発電所の稼働差止めに関する高裁判断であることから, 本件訴訟においても, 無視しえない影響をもたらすことは否定できないところである。

特に, その司法判断の枠組みの在り方は, 本件訴訟における主たる争点の一つであり, 不適切な枠組みが採用された場合, 司法判断に不当な影響が生じることは論を俟たない。

原告らは、既に、準備書面（２）において、福岡高裁宮崎支部決定が判示した司法判断の枠組みを批判することを通して、原告らの主張を明らかにしている。

本準備書面では、更に、広島高裁決定が判示した司法判断の枠組みを批判することを通して、原告らの主張を明らかにするものである。

## **第２ 広島高裁決定の判断枠組みの要旨とその特徴**

### **１ 広島高裁決定の要旨について**

同決定は、「司法審査の在り方」との項目を設けて、１０頁にものぼる説示を行っているが、その要旨は、以下の３項目に要約することができる。

#### **(1) 一次的に被告が具体的危険の不存在についての立証責任を負うこと**

同高裁決定は、「人格権（生命，身体）に基づく妨害予防請求として発電用原子炉の運転等の差止めを求める訴訟においては、原告は、『当該発電用原子炉施設が客観的にみて安全性に欠けるところがあり、その運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝によりその生命，身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険が存在すること』（以下『具体的危険の存在』という。）についての主張立証責任を負う」としたうえで、事故によってその生命身体に直接的かつ重大な被害を受ける地域に居住する原告らとの関係においては、発電用原子炉を設置する事業者は、その具体的危険が存在しないことについて、相当の根拠資料に基づき主張立証する必要がある、その主張立証を尽くさない場合には、具体的危険の存在が事実上推定されるとしている。

#### **(2) 被告は、具体的危険の不存在の主張立証に代えて、新規制基準に不合理な点がないこと及び伊方原発が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことを主張立証することができること**

同決定は、そのうえで、事業者は、原発が原子炉等規制法に基づく設置（変更）許可を通じて原子力規制委員会において用いられている具体的な基準に

適合する旨の判断が原子力規制委員会により示されている場合には、具体的危険が存在しないことの立証の代わりに、具体的審査基準に不合理な点がないこと（以下「基準の合理性」）、及び、原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしはその調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤欠落がないこと（以下「基準適合判断の合理性」）を相当の根拠資料に基づき主張立証すれば足りるとしている。

### **(3) 原発に求められる安全性の程度は、最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の災害への対応で足りること**

同決定は、原子炉等規制法14条4号にいう「災害」とは、同法及び規制基準の規定ぶりから、『最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害』と解するのが相当であり、想定外の事象が発生して発電用原子炉施設の健全性が損なわれる事態が生じたとしても、放射性物質が周辺環境に放出されるような事態が生じないようにするため、重大事故対策の強化がなされたことにより、『最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害』を超える規模の自然災害によって生じるリスクは社会通念上無視しうる程度に軽減されるというのが改正後の原子炉等規制法及びこれを踏まえた新規制基準の趣旨と解される」としている。

そのうえで、同決定は、原発は、「最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」によって放射線被曝による生命、身体に対する具体的危険が生じなければ、安全性が確保されていると判断されたとしている。

## **2 広島高裁決定の特徴について**

以上に要約した同高裁決定には、以下のような特徴がある。

### **(1) 請求を認容した主文とは、直接には関係しない「傍論」にすぎないこと**

同決定は、阿蘇4噴火時の火砕流が伊方原発に到達した可能性が十分小さいと評価することはできないとして、債権者（抗告人）らの請求を認容して

運転差止めを認めたものであるから、司法判断枠組みに関する、このような10頁にのぼる説示部分は、その決定主文を導く理由としては、全く不要であり、しかも、請求認容であるから、抗告人の側からは、不服申立てもできない判示に過ぎない。

このような傍論を説示するのに、これほどの頁を割いた同決定の真意は、全く不可思議であるとしか言いようがないが、海渡雄一「伊方原発最高裁判決の再評価 福島原発事故を繰り返さぬための裁判規範を求めて」(判例時報2354号120頁以下)は、決定の結論との関連で少数となった裁判官が自らの保身のために書いたのではないかと憶測している。

**(2) 何故に、事業者が「基準の合理性」や「基準判断の合理性」について、主張立証すれば、具体的危険性の不存在の立証したことになるのかの理由が明らかにされていないこと**

こうした広島高裁の判示と前掲の福岡高裁宮崎支部の判示とを対してみると、結論として、同一の判断枠組みを採用していながら、後者は、その理由として、「社会通念」を挙げているのに対して、広島高裁の決定では、その具体的な理由が、全く明らかにされていない。

判断枠組みという、重要な前提事実に関する判断を提示するにあたって、理由が明らかにされていないというのは、全く不可解としか言いようがないが、こうした論理的な整合性の欠如が、「傍論」にすぎないということから生じているのか、あるいは、福岡高裁宮崎支部決定の「社会通念」論を採用しないという趣旨であるのかは、判然としない。

なお、広島高裁決定が、社会通念を、その判断の根拠として用いているのは、前述した通り、求められる安全性の程度に関して、合理的に予想される規模を超える災害によって生じるリスクは無視しうるという部分に関してであり、更に、次項に指摘する通り、火山ガイドの解釈適用に当たっては、福岡高裁宮崎支部とは正反対に、限定解釈を許さない理由の一つとして社会通

念を掲げている。

**(3) 火山ガイドが考慮すべきと定めた火砕流などの自然災害の規模等について、限定解釈して判断枠組みを変更することを許さない理由として、「社会通念」を用いていること**

一般に、原発訴訟においては、社会通念は、原発の安全性に対して、原告となった住民らが提示する疑問を否定する際の論理として用いられてきたが（このことを海渡前掲論文は、痛烈に指摘している）、今回の広島高裁決定は、社会通念を、住民側の疑問を認める方向での根拠としている点に特徴がある。

このことは、そもそも、社会通念なるものが、相対的であり、生命身体への危険性が保護法益とされる、原発の安全性に関する判断基準としては、妥当しないということを明らかにするものである。

**第3 広島高裁決定における司法判断枠組みの誤りについて**

以上に要約した広島高裁決定の司法判断の枠組みは、次のとおり、不当といわざるをえない。

**1 社会通念基準論を前提としていることが不当であること**

(1) 同決定は、原発に求められる安全性の程度に関して「社会通念上無視しうる程度」という表現を用いており、生命、身体に対する具体的危険性の存否を社会通念上無視しうる一線がどこかを考慮することを前提としている。

(2) この前提を採用することの誤りについては、原告らが準備書面（2）で詳述したとおりである。

すなわち、社会通念という概念の極端な抽象性、不明確性、時代や地域によつての多義性や可動性は、最大限尊重されるべき生命に対する具体的危険性を判断する基準とはなりえないということである。

この基準を用いる限り、原発の安全性に関する司法判断は、生命尊重という超えてはならない一線を容易に超えることができてしまい、およそ常識的な法解釈をしているとはいえない。

## 2 合理性ではなく、審査基準等の不合理性の主張立証で足りるとしていること

- (1) 同決定は、当該原発の事故による具体的危険が存在しないことの立証の代わりに、基準の不合理性がないこと、及び、基準適合判断の不合理性がないことを相当の根拠資料に基づき主張立証することができるとしているが、不当である。

具体的審査基準、並びに、原子力規制委員会の調査、審議、判断及びその過程自体が、原発の安全を担保する合理性を有していることを主張立証すべきであるという視点を欠いているからである。

- (2) 具体的危険の不存在が被告が立証すべき主要事実になるのであれば、規制基準や基準適合判断が合理的であることは、これを基礎づける間接事実となるはずである。

なぜなら、規制基準に不合理な点がないからといって、具体的危険の不存在が立証されるものではないからである。

したがって、その立証の程度は、いわゆる厳格な証明を求められるというべきであり、あくまで基準や基準適合判断が合理的であることの主張立証が必要なはずである。

- (3) 同決定が、不合理性を指標とする理由として挙げているところは、原発の安全性審査の基礎となる基準の策定及びその基準への適合性の審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるので、原子炉等規制法は、具体的審査基準の策定を、原子力利用における安全の確保に関する各専門分野の学識経験者等を擁する原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づく総合的な判断に委ねていると判断している点にある。

しかしながら、このような論旨が成立するためには、その前提として、実際に、その具体的審査基準が、多方面にわたる極めて高度な科学的、専門技術的知見に基づく総合的な判断によって設定され、その適合性判断が、同じ

く科学的、専門技術的に審査されているという事実が立証されることが、当然の前提となるはずである。

広島高裁決定の論旨は、こうした前提事実の立証を不要とするものであり、その合理性は審査されないに等しくなるというべきであり、被告は転換された主張立証責任を実質的に免れることになる。

同決定が設定する主張立証のあり方は、要するに、具体的審査基準の合理性は、既に原子力規制委員の学識経験が担保しているので、あえて立証させる必要性はなく、むしろ不合理性があることを原告に立証させようという主張立証責任を再度転換したものに他ならないからである。

- (4) このような原子力規制委員の学識経験に対する信頼が神話にすぎなかったことは、福島第一原発事故が明白に示している。

すなわち、福島第一原発事故以前の原子力規制委員会は同事故を発生させないような具体的審査基準を制定することに失敗しているからである。

福島第一原発事故という歴然たる事実を前にしながら、現在においても、原子力規制委員の学識経験に無条件の信頼を与える司法判断枠組みには全く説得力が無い。

なお、この点に関しては、原告らの準備書面（3）において、指摘した所でもある。

- (5) 以上からすれば、被告は、具体的審査基準それ自体が合理的であり、伊方原発に関する適合性判断が合理的であることを、主張立証しなければならないはずであり、また、裁判所も、具体的審査基準の合理性を実質的に審査することを回避してはならないはずである。

なお、念のために付言すれば、以上に述べてきた具体的審査基準や適合性判断が合理的であるかどうかを判断するにあたっては、「極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見」は必要ではない。

必要な知見は、具体的審査基準が必ずしも合理的ではなかったという福島

第一原発事故の苦々しい歴史的な教訓に照らした常識的な知見と、実際に具体的審査基準に極一部でも不合理な点があるかどうかを判断する部分的な知見である。それも、後者の知見については、原告が指摘した不合理性の主張が一応確からしいかどうかを判断するだけでよい。

例えば、我が国では、設定された基準地震動に関して、過去10年間に5回も基準地震動を超える地震が生じている。

このこと自体、基準地震動に関する具体的審査基準が不合理性であることの十分な証左であり、また裁判所に審査できないはずはない単純明快な事実及び評価である。こうした誤りが生じた原因がどこにあり、その原因が、新たに設定された基準ではどの様に克服されるのかを、被告が合理的に主張立証しているかどうか判断されれば足りるからである。

### **3 想定する「災害」の程度に関する判断が不当であること**

- (1) 広島高裁決定は、「最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」を安全性判断の指標とし、これを超える規模の自然災害によって生じるリスクは、社会通念上、無視しうる程度に軽減されるとしている。
- (2) しかしながら、福島第一原発事故の教訓は、こうした「合理的に予測される規模の自然災害」を超えた地震が発生し、未曾有の被害が発生したということ明らかにしたのであり、同高裁決定の論旨が妥当するというためには、福島第一原発事故後に新たに設定された審査基準が、こうした規模の地震が発生することを合理的に予測できなかった原因を具体的に解明し、これを克服しうる方策を明らかにしたものであるということが前提として明らかにされているということが必要なはずである。

なぜなら、福島第一原発事故を合理的に予想できなかった原因が明らかにされない限り、今後再び同様の誤りを繰り返さないということは、何ら立証されているとは言えないし、そのリスクが無視しうるものなどと決して言え



ないはずだからである。

- (3) 原告らが、伊方原発最高裁判決のいう「災害が万が一にも起こらないようにするため」との判示などを根拠として、原発に求められる安全性とは、「最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて予想される最大規模の災害」に対処し得るものであることと主張するのは、このためであり、広島高裁決定には、このような視点が全く欠落しているという外はない。
- (4) また、同決定は、原子炉等規制法1条の「大規模な自然災害」と同法14条4号の「災害」を区別し、「設置許可基準で想定する自然現象を超える大規模な自然災害」を前者は含むが、後者は含まないと解釈している点も不当といわざるをえない。

同決定がそのように解釈する理由は、結局、設置許可基準規則が想定していない災害は、原子炉等規制法14条4号も想定していないというものであるが、法律が想定しているにもかかわらず、規則が想定していないということは十分考えられるところであって、原告らが準備書面(3)で述べたように、規則を定める原子力規制委員会及びその補助機関である原子力規制庁の資質には重大な欠陥があり、規則自体が法の求める水準に達していないにすぎない。

#### 第4 小活

同決定は、結論として伊方原発の再稼働差止めを認めるという勇気ある判断を下した点で評価に値するが、以上のとおり、その採用する司法判断の枠組みは依拠しがたい欠陥を抱えている。

新規制基準が想定する自然現象を超える大規模な自然災害を想定していないから安全だという同決定の判旨は、法の解釈を無視して、「安全なものは安全だ」と言っているに過ぎない無意味な同語反復にすぎない。

原発が確保すべき安全性の程度に関しては、現時点での科学的、専門技術的知見によって予想される最大規模の自然災害を想定すべきである。

こうした想定に対応しようとする原発の操業が認められる余地はないとい  
うべきである。

以上